

## 文化学園大学・文化学園大学短期大学部研究活動不正防止委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、「文化学園大学・文化学園短期大学部（以下「本学」という。）研究活動の不正防止及び公正性の確保に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第8条に基づいて設置する研究活動不正防止委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、不正防止規程第2条に定めるところによる。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、副学長を委員長とする。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 各研究所長
- (5) 事務局長
- (6) 教務部長
- (7) 総務部長
- (8) 人事厚生部長
- (9) 経理部長
- (10) 施設部長
- (11) 知財センター所長
- (12) 研究協力室長

2 前項のほか、必要あるときは学長の指名する者を委員に加えることができる。

3 副委員長と書記は第1項の委員をもって充て、委員の中から委員長が指名する。

4 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、副委員長が代行する。

5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 第1項各号及び第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(研究活動不正防止計画)

第5条 委員会は、不正防止規程の第7条に定める不正防止対策の基本方針及び不正防止計画について審議するとともに、不正防止計画の実施及び実施状況の把握を補佐するため、次の各号の業務を行う。

- (1) 不正行為を発生させる要因の把握
- (2) 本学全体の状況の体系的整理・評価
- (3) 不正防止計画の取り組みに関するモニタリング
- (4) その他、不正防止計画の策定・実施のために必要な事項

(不正防止のための啓発)

第6条 委員会は、不正防止規程第5条と第6条に定めるコンプライアンス教育・研究倫理教育に関して協力しなければならない。

(事務)

第7条 委員会に関する事務については、研究協力室において処理するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、学長が定める。

**附 則**

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。